

## 先進医療 A 技術の取り下げに係る対応(案)

### 1 技術概要

#### (1) 技術名

告示番号7「末梢血単核球移植による血管再生治療」

#### (2) 実施医療機関

○三重大学医学部附属病院

### 2 経緯

○平成20年の先進医療告示第2項各号に掲げられた先進医療のうち、平成24年11月30日の先進医療会議において先進医療Bへ振り分けることとされた技術については、暫定的に先進医療A(以下、「暫定A」という。)として実施しているところ。

○暫定Aの取扱いについては、平成29年1月12日に開催した本会議において審議され、以下のように決定した。

- ①平成29年3月31日までに先進医療Bへの移行できなかった技術については、平成29年4月1日をもって先進医療告示から取り消すこととしていたが、現在、同技術を継続して実施している患者が存在している期間は告示からの取り消しを猶予してはどうか。
- ②新規患者の組み入れについては認めないままとし、猶予期間後の先進医療Bへの移行については各医療機関の判断に任せてはどうか。
- ③実施している患者がいなくなった場合には、医療機関より事務局に連絡することとし、当該医療機関についてはホームページ上から削除し、全ての医療機関が削除された時点でその技術を先進医療告示から取り消すこととしてはどうか。

○先進医療A告示番号7番「末梢血単核球移植による血管再生治療」については暫定Aの技術であり、現在は三重大学医学部附属病院(以下、同病院という。)において、1名の患者が組み入れられている。

○令和5年12月7日の第127回先進医療会議において、事務局より暫定A技術の組み入れ患者数について、会議に報告したところ、当該1名の患者の治療状況について同病院に照会するように指摘があった。

○令和6年3月7日の第130回先進医療会議において、実施状況等を確認したところ、当該先進医療技術については、先進医療として継続しても有効性・安全性に関する分析を実施することが困難であると判断され、先進医療から取り下げを行うことが妥当であり、今後事務局で調整するよう指示があった。

- 事務局より、同病院に対して、患者に対して周知を行うよう依頼し、令和6年6月30日で先進医療を終了することは可能であることを確認した。

### 3 今後の対応(案)

- 当該先進医療については、令和6年6月30日付けで、先進医療の技術に関する告示から削除する。
- 同病院で収集されたデータについては、引き続き有用性・安全性に関する分析を行うことを求めることとする。